

アメリカ合衆国における行政事件訴訟の原告適格

—Data Processing以後の連邦裁判所の動向—

金子正史

- 一 はじめに
- 二 競争業者の原告適格
- 三 環境保護主義者の団体の原告適格
- 四 その他の最高裁判所判決
- 五 むすび

一 はじめに

「誰が行政訴訟を提起しうるか(Who may challenge administrative action?)」という原告適格の問題は、ある事項が司法権行使の客体となりうるかという、いわゆるjusticiabilityの問題の一つの側面のあらわれである。このjusticiabilityとは、ripeness, mootness, political question, reviewabilityなどを含む概念であるとされ、憲法上あるいは政策的要請にその基礎を置いている。

原告適格の問題は、連邦司法部の権限の行使は、case or controversyに限るとする連邦憲法第三条第二項の問題として生ずると解される。司法権行使の要件であるcase or controversyの下での原告適格の要件は、伝統的理論¹⁾によれば、まず第一に、原告の法的権利(Legal right)の侵害がなければ、原告適格は否定される(Legal right test, Legal-Wrong Test)とするものであり²⁾、第二に、原告適格賦与の制定法上の明確なる規定(perosn

1) Kansas City Power & Light Co. v. Mckay, 225 F.2d 924 (D.C.Cir.1955), cert. denied, 350 U.S.884(1955).

2) Tennessee Electric Power Company v. TVA, 306 U.S.118 (1939); Perkins v. Lukens' Steel 310 U.S.113 (1940).

agrieved provision)が必要である(Sanders Doctrine, Provision for Experss Review)とするものである³⁾。

ところで、近年の産業、経済の高度なる発達、社会生活の複雑化に伴い、国民生活に対する行政権の介入が幅広く行われるようになり、その結果、違法行政の矯正機関としての司法部の役割が、より重視されるようになった。このような立場からすると、従来の伝統的な原告適格理論では、原告適格の要件が、あまりにも厳格すぎ、その要件の緩和の必要性が唱えられていた⁴⁾。

以上のような状況を反映して、最近のアメリカ合衆国連邦裁判所における、行政事件訴訟の原告適格の要件の拡大、緩和の傾向は、かなり顕著なものとなっている⁵⁾。また、この傾向は、多くの論者により正当なものと考えられ、肯定的にとられているとあってよいであろう⁶⁾。原告適格の拡大、緩和に大きく貢献し、それに一定の方向性を与えるものとして、1968年の二つの事件、および1970年の二つの事件において、連邦最高裁判所の下した判決があげられる。

1968年の二つの事件とは、Flast v.Cohen⁷⁾とHardin v.Kentucky Utilities⁸⁾である。すなわち、Flast判決は、1923年のFrothingham v.Mellom⁹⁾以来、数十年にわたり否定され続けてきた、連邦納税者の原告適格を認めたものである。また、Hardin判決は、伝統的な原告適格理論を少なからず緩和する、新しい原告適格の基準を採用した。Hardin判決は従来の伝統的な原告適格の要件が満足されない場合でも、原告の利益保護という制定法の黙示の趣旨が

3) FCC v.Sanders Brothers Radio Station 309 U.S.470 (1940);Scripps-Howard Radio,Inc.v.FCC, 316 U.S.4 (1942);Associated Industries v.Ickes 134 F.2d 694 (2d.Cir),vacated as moot,320 U.S 707 (1943).

4) K.C.Davis,Administrative Law Treatise § 22.00 et seq(1958).

5) Association of Data Processing Service Organizations v.Camp,397 U.S. 150, 154 (1970).

6) K.C.Davis,Administrative Law Treatise Supplement (1970) § 22.00 et sq. L.L.Jaffe,Standing again,84 Harv.L. Rev.633 (1971).

7) 392 U.S.83 (1968).

8) 309 U.S.1 (1968),なおChicago Junction Case,262 U.S.258 (1924)参照。

9) 262 U.S.447 (1923).

アメリカ合衆国における行政事件訴訟の原告適格

認められれば、それだけで原告適格は賦与される(Implied Review)とするものである。1970年の二つの事件とは、同伴事件(companion case)として処理されたData Processing Serv.Organization v.Camp¹⁰⁾とBarlow v. Collins¹¹⁾である。連邦最高裁判所は二つの事件の原告適格を判断するに際して、全く新しい原告適格に関する、二つの部分から成るテストを採用した。その第一は、連邦憲法第三条のcase or controversyに立脚するものであり政府の行為が原告に対して、経済的であれ又はそれ以外のものであれ「事実上の損害(injury in fact)」を与えたか否かを問うものである(injury in fact test)。その第二は、連邦行政手続法(Administrative Procedure Act・略称A・P・A)第10条(a)項¹²⁾との関連で、原告の利益が問題の制定法または憲法の保障により保護されまたは規制されている利益の範囲内(zone)で論じ得るものである(arguably)か否かを問うものである(zone of interest test)。このテストはData Processingのテストと呼ばれており、原告適格の要件として、制定法による原告の利益保護という趣旨を立証する必要がなく、それらを単に論ずること(arguably)でよいとした。このテストの意義は、大方の認むるところによれば、Hardin判決以前のテストが、原告適格の要件として法的権利の侵害が必要であるというLegal right testの含みを色濃く残していたのに対して、全く明確とはいえないにしても、Legal right testからのある程度の脱却が認められる点にあるとされ、原告適格の要件を大幅に自由化¹³⁾したものとされている。

10) 397 U.S.150 (1970).

11) 397 U.S.159 (1970).

12) 連邦行政手続法第10条(a)項(A.P.A. § 10(a), 5U.S.C. § 702)「官庁の行為により違法な侵害を受け、又は関係法律の意味において不利益を受け、若しくは利益を害せられたる者は、その行為について司法審査を求める権利を有する」

13) K.C.Davis,Administrative Law Text (1972),p422. The Supreme Court, 1969 Term,84 Harv.L.Rev.183 (1970); Kenneth E. Scott Standing in the Supreme Court—Functional Analysis,86 Harv.L.Rev.645,663 (1973);Gerald Nels Olson,Standing to Secure Judicial Review of Administrative Action—A New Direction,37 Journal of Air Law and Commerce 117,127 (1971); John F Weeks,Standing and Administrative Agency—Expanding

ところで、Data Processingのテストは原告適格自由化の旗手として、高い評価を受けている、といえるとしても、このテストによって原告適格の問題がすべて解決されたわけではなく、次のような残された問題があった。その第1は、Data Processingのテストが以後の裁判所において、どのように適用されるか、ということである。これは、Data Processingのテストの第2番目のテスト——zone of interest test——の不明確さに起因する。テストに用いられる「arguably」あるいは「zone」という弾力性のある言葉は、テストの持つ意味にかなりの幅を持たせる。したがって、zone of interest test の理解によっては、Data Procassing のテストは従来のLegal right test と殆んど同じであり、変化したとしても、それはとるに足らない変化であるということになる¹⁴⁾。また一方、zone of interest は理論上はともかく、実際には無意味であろうから、Data Processingのテストは、原告適格に関して最も幅広い立場をとるinjury in fact testと殆んど同じ効果をあらわす、という解釈も生ずる¹⁵⁾。Data Processingのテストは、原告適格を自由化したとされているが、以上の如く幅広い解釈が成り立つのである。残された問題の第二は、Data Processingのテストの第二番目のテスト——zone of interest test——は必要か否かである。これは、前述した第一の問題と密接な結びつきを有すると考えられるが、原告適格についての、あるべきテストとしては、第一番目のテスト——injury in fact test——のみで充分であり、それ以外のテストは余計なものであるとする主張との関連で、考察されなければならない¹⁶⁾。この点について、デイヴィス教授によれば、

Concepts of Judicial Review, 32 Louisiana L.Rev.634, 467 (1972). DavisによればData Processing判決による原告適格のテストの変化の度合は、“drastically”であると表現されている。

- 14) Jaffe, op. cit. 84 Harv. L. Rev. at 634; Brennan, White判事のData Processing判決の少数意見(397 U.S. at 168), Aldrich判事のArnold Tours判決の意見(428 F.2d.359,360 (1970)).
- 15) Robert Aller, Standing, Justiciability, and All That: A Behavioral Analysis, 25 Vanderbilt L. Rev. 479, 511 (1972).
- 16) Davis, Administrative Law Treatise Supplement (1970) at 783-787.

アメリカ合衆国における行政事件訴訟の原告適格

Data Processingのテストは原告適格の自由化には多に貢献したが、しかし、zone of interest testの存在は、自由化の程度をせいぜい四分の三位におし止めておく結果を生ぜしめており、zone of interest testを取り除くことにより、はじめて原告適格についての完全なる自由化が達成されるとするものである¹⁷⁾。このような観点からzone of interest testの必要性の存否が問題とされるのである。Data Processing 判決以後の行政事件訴訟の原告適格についての重要な問題は以上の点にあると思われる。

そこで、本稿では以上の問題点を中心としつつ、Data Processing判決以後アメリカ合衆国連邦裁判所における行政事件訴訟の原告適格の動向について、若干の考察と検討をなそうとするものである¹⁸⁾。

-
- 17) Davis, Ibid, at 725. なお、デイヴィス教授はzone of interest testを拒絶する根拠を(一)分析的にみると欠点があること、(二)原告適格の緩和という最近の傾向に反すること、(三)不必要な混乱と不都合さを招くこと、(四)A・P・A10条(a)項の趣旨に反することに求めている。Ibid., at 711-722
- 18) なお我国におけるアメリカ合衆国の原告適格についての研究は、筆者の目にふれたものだけでも以下のようなすぐれたものがある。中村治朗「米連邦行政訴訟における若干の訴訟要件の問題」(訴訟と裁判・岩松裁判官還暦記念) 575頁以下、橋本公亘・米国行政法研究 231頁以下、熊本信夫「アメリカ合衆国における国教条項と原告適格」(北海学園大学法学研究第五巻第二号一頁以下)・「『法律上の利益と』“agrieved person”の意」(同上第七巻第一号一頁以下)・「最近の判例」(〔1971-2〕アメリカ法320頁以下)、生田典久「米国における環境権に基づく公害訴訟の新動向(上)」(ジュリスト467号) 147頁以下、田中館照橋「行政事件における地域住民の原告適格(2)」(法学セミナー 195号) 99頁以下、安本典夫「アメリカ連邦行政訴訟における原告適格(一)(二)」(民商法雑誌第63巻6号35頁以下、第64巻1号52頁以下)、時国康夫「Standing to Sue Constitutional Litigation」(ジュリスト英米判例百選) 42頁以下・46頁以下・48頁以下、以上がData Processing 判決まで取り扱ったものであり、それ以後のものとしては以下がある。藤岡泰弘「アメリカ合衆国における行政訴訟原告適格の法理」(訟務月報第19巻第五号) 59頁以下・「アメリカ合衆国における行政訴訟Standing法の最近の動向について」(〔978-1〕アメリカ法) 223頁以下、太田幸夫「環境訴訟における原告適格——合衆国最高裁SCRAP 判決を機録にして——」(判例タイムズ第307号) 21頁以下、高柳信一「行政決定の司法審査における原告適格」(法律時報第46巻11号) 28頁、36頁。なお、拙稿「行政事件訴訟における原告適格(一)~(五)」(自治研究第48巻第9号~第12号・第49巻第1号)「行政庁の行為に関する訴訟の原告適格(一)」(判例時報694号・判例評論170号) 136頁以下。

二 競争業者の原告適格

(1) Arnold Tours, Inc. v. Camp.¹⁹⁾

Data Processing 事件以後、最初にData Processingのテストに言及したのはArnold Tours 事件であろう。本件は旅行社(travel agency)の営業上の利益が原告適格の要件を満足するかという点に関係するものであり、つぎのごとくである。原告であるArnold Tours Inc.とその他の個々の独立した旅行社が集団で連邦銀行監督局長(Comptroller of the Currency)による規則の制定——銀行法²⁰⁾(National Bank Act)にいう「附随権限(incidental powers)として、銀行がその一般顧客に対して旅行サービス(たとえば、自転車、別荘、屋形船(houseboat)の幹旋など)を行うことを認めるとする規則の制定——は、既存の旅行社に対し経済的打撃を与えるものであり、そのような規則の制定は連邦銀行監督局長の権限を超越するものであるとして、その規則制定の無効であることの宣言判決およびその差止めを求めらる差止判決を求めたものである。

連邦地方裁判所においては、原告適格が否定され、連邦控訴裁判所の判断を仰ぐこととなった。控訴審では、情報処理(Data Processing)サービス業者によって提起された、銀行の情報処理業界への進出を許可とする本件と同様な連邦銀行監督局長の規則の制定を争うWingate Corp. v. Industrial Nat'l Bank²¹⁾と伴に併合審理を受けた。Wingate事件では情報処理サービス業者の原告適格は積極的に解された²²⁾が、本件における旅行社の原告適格は消極的に解された。その理由は、銀行法が銀行業務の範囲を限定してい

19) 400 U.S.45 (1970)

20) National Bank Act § 24(Seventh), 12 U.S.C. § 24(Seventh)(1964), 「銀行は銀行業務を執行するために必要なすべての附随権限(incidental Powers)を……法律にしたがい……執行する権限を有する」。

21) 408 F.2d 1147 (1st Cir.1969), cert denied, 397 U.S.987 (1970).

22) Hardin判決の論理により情報処理サービス業者の原告適格を認めた。根拠となった法律は、銀行サービス会社法(Bank Service Corporation Act)第四条「銀行サービス会社は銀行に対する業務の執行以外のいかなる行為をもなすことを得ない」(12, U.S.C. § 1864)である。

る趣旨は、原則的には銀行経営の安定性をよび預金者に対する支払能力の確保などにあるのであり、特定業者、たとえば、ここでは旅行者などの営業上の利益保護にあるとは認められない²³⁾。また、銀行サービス会社法(Bank Service Corporation Act)第四条²⁴⁾の立法趣旨は、特にコンピューターを使用する簿記・会計会社などの営業上の利益を保護するものであり、旅行社のそれを保護するものではない²⁵⁾。したがって、Hardin判決を先例とすることはできない。また、銀行法、銀行サービス会社法の両法にはperson aggrieved provisionがないのでSanders Doctrineにもよることはできない。そこで、原告適格のテストとしてLegal right test が適用されることとなり、そこにおいて原告たる旅行社は原告適格を否定されるということになる。

certiorari の申立がなされ、その申立が許容され、連邦最高裁判所の判決が下った。それはData Processing判決の20日後のことであった。連邦最高裁判所は原審たる第一巡回区連邦訴控裁判所による判決を取り消しData Processing判決に徴して、再考するようにと事件を原審へ差戻した²⁶⁾。第一巡回区連邦控訴裁判所のアルドリッチ判事(J.Aldrich)は、次の如く述べ再び原告適格を否定した。

「原告等は連邦議会が特に旅行社の競争上の利益を保護しようとしている証拠を全く示していない。……それに、原告等は銀行サービス会社法が情報処理サービス会社に原告適格を認めているならば、同様に旅行社に対しても、同法によって原告適格が認められるべきである、と主張するが、それは誤った考えである。Data Processing判決は連邦議会による情報処理サービス業者の営業上の利益保護という趣旨にもとづいて、情報処理サービス業者に原告適格を認めたのである。……情報処理サービス業者が銀行と競争関係に立ったという、ただそれだけの事実にもとづいて原告適格を認めたのではない。Data Processingの判決が原告適格についての従来の基準を変えて

23) 408 F.2d at 1150—1151.

24) 前註22参照。

25) 408 F.2d at 1152—1153.

26) 397 U.S.351 (1970).

いないということは明確である²⁷⁾。』

事件は再上告され、またしても最高裁判所の判断を仰ぐことになった。

ところでアルドリッチ判事はData Processingのテストを、いままで第一巡回区連邦控訴裁判所で適用してきた従来の原告適格のテストと殆んど異ならないと理解したといえる。すなわち、Data Processingのテストを、Legal right test, Sanders Doctrine, Hardin判決のテストなどの枠内で考えており、それ以外の新しいテストを創設したものではない、と解していたのである。しかし、前述したように、Data Processingのテストは、その基準の不明確さから、それについては様々な解釈がなされていた。すなわち、この当時の下級裁判には、明らかにアルドリッチ判事とは異なった解釈に立脚し、Data Processingのテストは、injury in factがあれば原告適格が認められるとする、原告適格に関しては最も自由化されたテストを採るデヴィス教授の見解と同じ内容であるとするものもあった²⁸⁾。このような原告適格について下級裁判所の錯綜した見解の中²⁹⁾で、最高裁判所は全員一致の判決

27) 428 U.S. 359, 361 (1970)

28) Data Processingのテストをinjury in factがあれば原告適格を認めるテストであると解している事件としてたとえば政府契約に関するBallerina Pen Co.v. Kunizg(433 F.2d 1204[D.C.Cir 1970]) などがある。なお、コロンビア地区連邦控訴裁判所はData Processing判決以前、すでにinjury in factのみを原告適格のテストとして使用していた。Scanwell Laboratories, Inc.v. Sheffer, 424 F.2d 859(D.C.Cir1970)

29) Data Processingのテストは本文引用のArnold Tours事件のアルドリッチ判事の解釈——厳格なる伝統的原告適格理論に立脚——とBallerina事件の解釈——自由化された原告適格理論に立脚——の中間に位置するものとして理解された場合もあったようである。たとえば、Pennsylvania Environmental Council, Inc.v. Bartlett, (315 F.Supp.p.238 [M.D.Pa.1970]), National Welfare Rights Organization v. Finch(429 F.2d 725[D.C.Cir.1970])など参照。また、Data Processing事件の直後は、Data Processingのテスト以外のテストが用いられていたようである。たとえば、Data Processing事件以前のテストによっている判例として、Crowther v. Seoborg (312 F.Supp.1205 [D.Colo1970]), Citizen Committee For Hudson Valley v. Volpe (425 F.2d 97[2d Cir.1970])などを参照。またこの頃の原告適格についての判例として、State Ex Rel. Robson v. First Security Bank of Idaho (315 F.Supp.274 [D.Idaho1970]), Envi-

アメリカ合衆国における行政事件訴訟の原告適格

で次の如く述べ、旅行社の原告適格を認め、判決を破棄し、事件を控訴審に差戻した³⁰⁾。

「本件においては、Data Processing 事件と同様に銀行サービス会社法第四条が問題となる。Data Processing事件で、我々は情報処理サービス業者の営業上の利益のみを保護する立法趣旨に依拠して、情報処理サービス業者の原告適格を認めたのではない。我々は、そこにおいては原告適格の自由化の傾向を述べた。そして、競争業者が同法第四条によって保護される利益の範囲内にあるか否かを論じると判断した。我々は、同法第四条が情報処理サービス業者の利益だけを保護する場合にのみ限定して、適用されるのであるとは述べていない。銀行が一般顧客に対して旅行サービスする場合に銀行が旅行社と競争関係に立つということと、銀行が一般顧客に対して情報処理サービスを行う場合に銀行が情報処理サービス業者と競争関係に立つということは全く同じことである³¹⁾。」

以上の最高裁判所の見解は、銀行サービス会社法第四条の立法趣旨は、銀行と競争関係に立つ情報処理サービス業者の営業上の利益を保護するものである、とされているにもかかわらず、同法のもとで同法の立法趣旨以外の業種の営業上の利益である銀行と競争関係に立つ旅行社の営業上の利益をも保護しようとするものである。すなわち、本判決は銀行と競争関係にある業者の営業上の利益は、その業種がたとえどのようなものであっても、銀行サービス会社法第四条のもとで、保護される利益の範囲内で論じられる、とするものであると思われる。このことは、営業上の利益を争う銀行と競争関係にある業者は、Data Processingのテストの第二のテスト——zone of interest test——を殆んどの場合、満足することとなり、原告適格について問題とな

ronmental Defene Fund v.Hardin(482 F.2d 1093(D.C.Cir{770}), Sierra Club v.Hickel (433 F.2d 24(9th Cir 1970)), Lodge 1858, American Federation of Government Employees v.Paine (436 F.2d 882(D.C.Cir,1970)) など参照。

30) 400 U.S.45 (1970).

31) Ibid., at 46.

るのは第一テスト——injury in fact test——のみであるとする見解に非常に接近するものであろうと思われる。この傾向は、次のInvestment Company Institute v. Campにおいてより一層明確になったといえる。

(2) Investment Company Institute v. Camp³²⁾

まず、事件の概要を説明しよう。1963年、連邦銀行監督局長は、銀行が相互投資信託業務 (mutual trust fund) を行うことを認める規則を制定し³³⁾、First National City Bank of New Yorkの信託業務開始の申請を認可した。この規則制定および申請の認可について、いくつかの投資信託会社とそのような会社の連合団体が原告となり、その規則の制定は、銀行法第16条、第21条³⁴⁾など (一般に、Glass-Steagall Banking Act of 1933と呼ばれている) の趣旨である、銀行による投資信託業務の禁止に違反し無効であり、またFirst National City Bank of New Yorkの申請に対する認可は無効であるとして出訴した。連邦地方裁判所は原告適格を認め、連邦銀行監督局長の規則を無効とし、前記銀行の申請に対する認可を取り消すよう判決を下した³⁵⁾。事件は連邦銀行監督局長および前記銀行によって控訴された³⁶⁾。パ

32) 401 U.S.61 (1971).

33) 12 C.F.R. § 9.18 (1970).

34) 12 U.S.C. § § 24.378 (1970).

35) 274 F.Supp 624(D.D.C 1967).

36) 420 F.2d 83(D.C.Cir 1969). 本件は控訴審においては、National Association of Securities Dealers (NASD) v. Securities and Exchange Commission (SEC) ——NASD事件——と伴に併合審理を受けた。NASD事件とは、連邦銀行監督局長の前述した規則の制定に伴い、証券取引委員会 (SEC) が投資信託業務の基金 (Fund) は証券法 (Security Act of 1933) および投資会社法 (Investment Company Act of 1940) に基づいて登録されることとしたが、投資信託業務に進出する銀行が、投資信託会社法の適用の一部除外を申し出、証券取引委員会が銀行の申し出を認め、同法の適用の一部除外を認めたので、NASDが同法のparty aggrieved provisionの下で、SECの同法の適用の一部除外の効力を争いコロンビア地区連邦控訴裁判所に司法審査を求めたものである。NASDの原告適格に関していえばparty aggrieved provisionにより積極的に解されることは明白である。控訴審ではSECの行為は有効であるとされたが、最高裁では連邦銀行監督局長の行為が無効とされたため、NASD事件は審理の必要性が消滅した。この点についての解説は、Comment, NASD v. SEC—Standing to Sue, Economic

アメリカ合衆国における行政事件訴訟の原告適格

ゼロン判事 (J. Bazelon) は原告適格を認めた³⁷⁾が、しかし本案において連邦銀行監督局長の行為は有効であるとし、原判決を破棄した。事件は最高裁判所へ上告された。

最高裁判所の意見はスチュアート判事 (J. Stewart) の手によるものであった。スチュアート判事は Glass-Steagall Banking Act あるいはその他の関係法令から引き出される投資信託会社の営業上の利益保護という立法趣旨について、とりたてて述べることなく、ただ単に次の如く述べることにより、原告適格を認めたのであった。

「我々は、Data Processing 事件においては、原告が争っており、そしてまた原告の利益を侵害している競争を禁止するために連邦議会が立法したことは論じうる、と結論づけた。我々は連邦議会そのような競争を実際禁止しているか否かを定めることは、本案の問題であると述べた。以下の論旨で、我々は原告の主張する本案の問題を取り扱い、そして連邦議会が原告が争っている競争を禁止するために法律を制定したのでであると結論を出すのである。したがって、Data Processing 事件に徴すれば、本件における原告適格に関しては、大きな問題はない³⁸⁾」

原告適格については以上の如く積極的に解したが、本案においては連邦銀行監督局長の規則の制定は無効であると判断された。その論拠は、Glass-Steagall Banking Act は銀行をして、投資信託業務を行わしめないことを目的として制定されたものであるとされている³⁹⁾。

裁判所の原告適格についての以上の見解は Data Processing のテストを次のように解釈しているといえよう。すなわち、原告である競争業者の損害が、

Power, Banks and Mutual Funds, 55 Va.L.Rev.1493 (1969).

37) 420 F.2d at 98-100. Kenneth B. Hoffman, Standing of Private Parties to Vindicate the Public Interest, 50 BU.L.Rev.417 (1970).

38) 401 U.S. at 620-621.

39) Ibid., at 630. なお、Games G. Wolterman, National Banks and Mutual Fund: Where can They go after Investment Company Institute v. Camp?, 60 Kentucky L.J. 757 (1972) 参照。

制定法によって定められた行政機関の権限の範囲を逸脱していることが論じうるものである行為の結果によって惹起されたものであるならば、その競争者は制定法によって保護される利益の範囲内で論じうるのであり、例のzone of interest testを満足するものである⁴⁰⁾。この解釈は、Data Processing 事件において、連邦最高裁判所の多数意見が明白に採用を拒絶したブレナン判事 (J.Brennan) の原告適格についてのテストであるとされている⁴¹⁾。

連邦最高裁判所は銀行と競争関係にある業者の原告適格に関しては、Data Processing事件で確立された原告適格についての二つの部分から成るテスト——injury in fact test・zone of interest test——を、Arnold Tours 事件、Investment Company Institute 事件を通じて、殆んどその実質を injury in fact test に等しくしてしまったといえよう⁴²⁾。

三、環境保護主義者の団体の原告適格

(1) Sierra Club v.Morton⁴³⁾

現代社会の高度なる産業経済の発展は、人口の都市への異常なる集中をもたらし、水質および大気の汚染、産業廃棄物の増加という事態を生ぜしめ、時として生活環境を破壊する場合を惹起することとなった。このような場合、それら環境上の利益、あるいは健全なる人間生活の維持などという非経済的利益を根拠として、行政庁の行為を争うことが可能か否かが、訴訟法上大きな問題となる。このような非経済的利益は、Senic Hudson Preservation Conference v.FPC⁴⁴⁾などの下級判決を通じて原告適格の根拠として積極的

40) John J.Geger, Standing; Suits against Federal Regulatory and Administrative Agencies——Investment Company Institute v.Camp.13 Boston College Industrial and Commercial Law Review 289, 302 (1971). なお藤田論文 (前掲註18) 認務月報第19巻第5号114頁参照。

41) op.cit 86Harv.L.Rev.at 666. なお, Rudolph C.Hasl, Standing Revised-The Aftermath of Data Processing, 18 Saint Louis University Law Journal 12, 18. n-40 (1973)参照。

42) これらの点に関し、藤田論文 (前掲註18) 認務月報第19巻第5号107頁～117頁を参照。

43) 405 U.S.727 (1972).

44) 354 F.2d 608 (2d Cir,1965), cert.denied, 384 U.S.941 (1961), この他、非経済

アメリカ合衆国における行政事件訴訟の原告適格

に解されてきたが、連邦最高裁判所は前記のData Processing判決でその傍論でzone of interest testとの関連で「そのような利益は、時として経済的のみでなく美的景観、自然保護およびリクリエーションの利益のこともある⁴⁵⁾」と述べたが、本件においてもinjury in fact testとの関連で再度このような非経済的利益が原告適格の要件を満足するものであることを述べた。したがって、以上の二つの判決により、ここにおいて環境保護などの非経済的利益は、原告適格の要件を満足することは確固たるものとなった。しかしSierra Club判決の意義は上述した点に尽つきるのではなく、原告適格の要件を満足するには、原告自身が直接損害をこうむったことを証明しなければならないことを判示した点にも大きい意義がみいだされるのである⁴⁶⁾。

本件の概要は以下の如くである。農林省林野局はカルフォルニアのSequoia National Park内にあるMineral King Valleyにリグレーション施設を建設することを計画した。1965年民間デベロッパーに対してリグレーション施設建設の入札を要請する趣意書を発行した。六社の入札業者の中からWalt Disney Enterprise社の計画案が採択された。1969年2月のWalt Disney Enterprise社の最終計画なるものは総額3,500万ドルであり、80エーカーの地域に一日14,000人を収容するホテル・レストラン・プール・駐車場などの諸施設を建設するというものであった。また、この計画に関連して、20マイルにおよぶハイウェイや送電線などの建設も内務省によって許可された。特にこのハイウェイの一部はSequoia National Parkを横断するというものであった。そこで、このような事態に対し、1968年6月環境保護団体であるSierra Clubが環境保護の見地から、当該計画許可に関する各行政庁の行為は裁量権の濫用であるとして、宣言判決および差止命令を求めて出訴

的利益を原告適格の根拠として認めたものには以下があげられる。Office of Communications of the United Church of Christ v.FCC, 359 F.2d 994(D C.Cir 1966), Norwalk CORE v.Norwalk Redev.Agency, 395 F.2d 920 (2d Cir.1968).

45) 397 U.S.at 154

46) 拙稿(前掲註18)判例時報694号140頁参照。

した。なお、ここで注意しなければならないことは、原告は原告の蒙った損害を主張せず、公益の代表として、いわゆる「公的訴訟(public action)⁴⁷⁾」として訴の提起をしたことである。連邦地方裁判所は(予備的)差止命令を認めたが、控訴裁判所は原告適格を否定した⁴⁸⁾。

連邦映高裁判所は、はじめて環境訴訟の分野において原告適格の問題に取り組んだが、四対三の僅差でSierra Clubの原告適格を否定した。スチュアート判事(J.Stewart)の手による法廷意見は次の如くである。

「原告はSequoia National Park内に道路が建設されることにより、美的景観や歴史的な遺跡が破壊されたり、公園内に棲息する野生生物が悪影響を受けたり、また将来の世代が公園を使用することを妨げられたりすると主張した。我々はこのような型の損害がA P A第10条との関連において原告適格の要件を充たす『事実上の損害(injury in fact)』であることになんら疑問を抱かない。……行政行為の司法審査に関するA P Aその他の制定法をめぐって生じている傾向は、経済的損害以外の他の損害でも原告適格の要件を充たすということ認めつつある。…我々はData Processing事件で、主張される利益は『経済的利益のみでなく、美的景観、自然保護およびリクリエーションの利益』のこともあると判示することにより、利益保護概念の進展を積極的にとらえた。しかし、原告適格の要件を充たす利益の範疇の拡大化は、司法審査を求める当事者は損害を自分自身で蒙らねばならないという要

47) ジャツフィ教授の「公的訴訟(public action)」の概念はデイヴィス教授が指摘する如く(Davis,66 Colum L.Rev at 659)必ずしも明確な定義がなされているとはいえないが、納税者、市民、消費者等が、その一般的性格に基づき個人的な権利、利益の侵害とは無関係に公益を代表して原告となる訴訟であると考えられる。Jaffe,The Citizen as Litigant in Public Actions:The Non-Hohfeldian or Ideological Plaintiff,116 U.Pa.L.Rev.1033 (1968);Judicial Control of Administrative Action,at 459-494 (1965). Raoul Berger,Standing to Sue in Public Actions;Is it a Constitutional Requirement? 78 Yale L.J.816 (1969). 太田論文(前掲註18)判例タイムズ307号25・26頁、藤田論文(前掲註18)訟務月報第19巻第五号81・82頁、拙稿(前掲註)自治研究第48巻第11号171-186頁。

48) 433 F.2d 24(9th Cir.1970)

アメリカ合衆国における行政事件訴訟の原告適格

請を放棄することではない。…Sierra Clubは同クラブまたはそのメンバーがDisenyの開発行為によって自分達の活動が侵害されるだろうことを主張しなかった⁴⁹⁾。』

裁判所は以上の如く述べSierra Clubの原告適格を否定したが、判決中の脚註においてSierra Clubかクラブのメンバーの誰かがMineral King Valleyの利用者であり、そのメンバーの利益が損われることを申し立てるべく訴状を変更すれば、Sierra Clubは原告適格を認められることを明らかにした⁵⁰⁾。そこでSierra Clubはそれにしたいが、訴状の変更をなし、それが認められたので、本件は改めて審理されることとなった⁵¹⁾。したがって、本判決は最近の原告適格自由化の傾向に逆向するものでなく、むしろ、その訴訟技術的側面を明確化することに貢献したとされるのである⁵²⁾。この法理にしたがう限り、「公的訴訟(Public action)」は連邦最高裁によって否定されたといえよう。

なお裁判所はzone of interest testに関しては、判決中の脚註において、「本判決の決定に際し、我々は『利益の範囲(zone of interest)』の意味、または、それをここに提示されている諸事実に対して適用する可能性に関しては、いかなる疑問も抱くものではない⁵³⁾』と述べているのみであり、原告適格の判断に際して、同テストの存在に殆んど考慮を払っていないように思える。

(2) United States v. SCRAP⁵⁴⁾

Sierra Club判決は原告は自分自身の損害を主張しなければ原告適格は否定されるとした。本件原告は、この点に注意を払いSierra Club判決にしたがひ訴を提起した。本件は環境訴訟の分野において連邦最高裁判所が判断を

49) 405 U.S.at 735, 738

50) 405 U.S.at 735, n-8.

51) Sierra Club v. Morton, 4 ERC 1561 (Sept. 12, 1972).

52) Environmental Quality, the third annual report of the council on environmental quality, at 251.

53) 405 U.S. 733, n-5.

54) 93 S.Ct. 2405 (1973), 412 U.S. 669 (1973).

下したもとしてはSierra Club事件に次いで二番目のものである⁵⁵⁾。

鉄道会社の運賃値上げ申請に関し、州際通商委員会 (Intenstate Commerce Commission.以下ICCと略す)は合衆国法典第49編第15条第7項に定める同委員会の「効力停止権限(suspension powers)」を行使せず、暫定運賃の値上げを認め、またその際、国家環境政策法⁵⁷⁾ (National Environmental Policy Act of 1960, 以下NEPAと略す)で規定されている手続である「環境効果陳述書(environmental impact statement)」を用意しなかった。これに対し、ジョージ・ワシントン大学の五人の学生より成る環境保護主義者の団体であるStudents Challenging Requalatory Agency Procedures (行政規制手続を争う学生達、以下SCRAPと略す)が原告となり、合衆国、ICCを被告とし、コロンビア地区連邦地方裁判所に出訴した⁵⁸⁾。そこにおいて、SCRAPはICCのNEPAに関する手続的違法を主張し、そのような違法行

- 55) 本件に関しては太田幸夫東京地検検事による、事実関係、判旨の詳しい紹介、検討がある。「環境訴訟における原告適格——合衆国最高裁SCRAP判決を機縁にして——」(判例タイムズ307号) 21頁。
- 56) 49 U.S.C. § 15 (7) (1970). その意味するところは次の如くである。ICCは七ヶ月を越えない期間、新運賃施行の効力を停止することができ、その期間内にICCは新運賃の合法性を審査しなければならない。もし、その期間を経て新運賃が違法である旨が決定されないならば、提案されていた新運賃は効力を有する。
- 57) 42 U.S.C. § 4332(c) (1972). 本件に係る部分は以下の通りである。Sect.102 連邦議会は可能な限り以下の如く権限を授け、命令する。…連邦政府の全機関は人類の環境の質に重大なる変化を与える立法機関やそれ以外の主要なる連邦機関の行為に関する提案についてのすべての勧告や報告中に、提案された行為の環境上のイムパクト……等に関して、責任ある職員による詳細なる陳述書を含まねばならない。なお、綿貫芳源「アメリカにおける環境法(一)」(自治研究第48巻第九号) 三頁、九頁参照。
- 58) 4 Environment Reporter Case 1312 (1972), 346 F.Supp. 189 (1972).
- 59) ICCの手続的違法について原告SCRAPは次の如く述べた。全面的な運賃値上げは再活用(recycling)物質の船積コストを引き上げるものであり、再活用物資と、そうでない新しい物資の間に前々から存在していた不均衡をより著しくする。この価格の高騰は環境上からみたら好ましい再活用物資の使用ということを行う意欲を減退せしめる。したがって、ICCの命令は人類の環境の質に重大なる変化を与える主要なる連邦機関の行為であり、その行為はNEPAの下では環境効果陳述書が用意されなければ、効力を持ち得ない。4 Environment Reporter Case, at 1313.

アメリカ合衆国における行政事件訴訟の原告適格

為によって自分達は、経済的、リクリエーション上、美的景観上の損害を受けると主張し、暫定運賃の値上の差止めを求めたのであった。同地裁は本件を Sierra Club事件と区別し、原告適格を認め⁶⁰⁾、再活用 (recycling) の目的のために輸送される貨物に関係する限りは、ICCの行為を差止めるとする差止命令を与えた。合衆国、ICC、鉄道会社は揃って上告した。最高裁判所は五対三で原告適格を認めたが、しかし、ICCの「効力停止権限(suspension powers)」の差止めに関する権能に関し、地方裁判所はそのような権能を行使しえないと判断し、事件は破棄、差戻された。法廷意見はスチュアート判事(J.Stewart)によるものである。裁判所は原告適格を認めるにあたり、まず次のような見解に立脚した。

Sierra Club判決では「事実上の損害(injury in fact)」には経済的利益以外の利益——美的景観・環境上・リクリエーション上の利益——も含まれること、多数の人々が同様な損害を蒙っているという事実をもって、司法審査の機会が奪われることがないことが判示されている⁶¹⁾と述べ、本判決でもこの見解に依拠することを述べた。そして、本件における原告が、原告自身の蒙った損害を主張している点に着目し、「本件は、Sierra Club事件と異なり、原告はICCの特定かつ違法であると主張されている行為によって、自分達がWashington Metropolitan Areaの天然資源を利用するのを、直接侵害されるていと主張している⁶²⁾」と判示し、本件をSierra Club事件と区別した。

裁判所の以上の見解に関する限り、Sierra Club判決の内容の確認の域を出ていないといえよう。しかし、本判決は更に続けて次の如く述べている点は注目に値しよう。

60) 原告は、自分が森、小川、山などの天然資源を利用し、キャンプ、ハイキング、魚釣などを行っており、再活用物資を使用しなくなることにより引き起こされる環境上の変化が、自分自身のそのような天然資源の利用を損うことになると主張しているが故に、Sierra Clubと区別され原告適格が認められた。Ibid,at 1316.

61) 405 U.S.at 734, 93 S.Ct at 2415.

62) 93 S.Ct.at 2416.

「Sierra Club事件で原告が主張していた行政庁の行為は特殊的かつ地域的限定のあるものであったが、本件で問題となっている行政庁の行為は、それと異なり、実質的には全国的規模にわたる鉄道に関するものであり、我国の天然資源のすべてに損害を与えるものである。カルフォルニア峡谷の美しい風景を眺めている限られた範囲の人々というよりは、我国の観光資源を利用するすべての人々、また全国各地で大気を吸って生きている殆んどすべての人々(indeed all who breathe its air)が、本件の環境保護主義者の団体によって主張されると同じような損害を主張することができるのである。しかし、我々はただ単に多くの人が同じような損害を蒙っていることを理由として、そのような人々の原告適格を否定はしないことをすでに明らかにした。……そのような人々に対して原告適格を否定することは、最も有害な全国的規模の政府の行為が、争い得なくなることを意味する。我々は、このような結論を受け入れることができない⁶³⁾。」

裁判所は運賃の値上が全国的規模にわたる天然資源のすべてに対する環境上の損害を惹起することを認め、大気を吸って生きている殆んどすべての人一結局、全国民ということであろうが—がS C R A Pと同様に原告たり得ると述べているのである。

しかし、Sierra Club判決は本判決も指摘している如く、損害の発生に関して次の如く述べ地域的限定性を持たしめている。

「Mineral Kingにおける問題の環境の変化によって生ずるイムパクトは、あらゆる市民(every citizen)の身に無差別的にふりかかるのではない。その損害はMineral KingやSequoia National Parkを使用している人々、またハイウェイやスキー場の建設によって、その地域的美観やリクリエーションの価値が減少することになる人々に対してのみ、直接的に生ずるものである⁶⁴⁾。」

すなわち、Sierra Club事件では、環境上の損害の発生が地域的に限定さ

63) Ibid.

64) 405 U.S.at 735.

アメリカ合衆国における行政事件訴訟の原告適格

れており、その限定された地域における人々の原告適格が認められたのである。これに対して、本判判旨では、そのような地域的限定性はないとする。本件判旨の如く損害の発生が全国的規模にわたり、地域的にみて無限定的であると判断し、すべての人々に対し原告適格を認める、とすると原告適格のテストとしてのinjury in fact testを用いることの必要性ないし有効性が問われなければなるまい。原告適格というものが、違法な行政の是正の手段としての行政行為の司法審査を、国民の限られたどの範囲の人に認めるかに関するものであり、そのテストとは、国民の限られた範囲の人を限定するテストであるとするならば、本件判旨における如きinjury in fact testの解釈は、その機能を環境訴訟の分野において喪失せしめるのではなかろうかとの疑問が生ずる⁶⁵⁾。

なお、zone of interest testに関していえば、Sierra Club判決と同じく、その脚註⁶⁶⁾において、原告主張の環境上の利益がNEPAによって保護される利益の範囲内にあることは当然のことである、とごく形式的に述べているのみであり、原告適格の判定に関し、同テストを有効なテストとして利用していないようにも解される。この点に関し、前述したSierra Club判決および本件SCRAP判決はzone of interest testを殆んど無視し、不必要なものと考えている、との指摘がなされている⁶⁷⁾。

また、裁判所が次の如く述べていることも注目されよう。

「本件で主張されている損害はSierra Club事件とは異なる。それは、本

65) Recent Decisions; Administrative Law—Standing to Sue, 40 Brooklyn Law Review 421, 428 (1973), 「もし、大気を呼んで生きている人々のすべてが、SCRAPと同様な損害を主張したならば、injury in fact testは環境訴訟の分野において完全に無制約(unrestrictive)になるだろう」なお、Conservationists Standing to Challenge the Actions of Federal Agencies, I Ecology Law Quarterly 305, 313 (1971), Donovan, The Federal Government and Environmental Control; Administrative Reform an Executive Level. 12 Boston College Industrial & Commercial Law Review 541, 562 (1971)など参照。

66) 93 S.Ct. at 2415, n-13.

67) op.cit., 40 Brooklyn Law Review at 430; 18 Saint Louis University Law Journal at 22, n-59.

件での環境上の損害なるものは、Sierra Club事件におけるそれとくらべてはるかに直接性と認識性に乏しいということである。Sierra Club事件ではMineral King Valleyに対して、直接的損害を与える特定の工事計画に関して主張したのである。しかし、本件において、我々は（運賃値上行為と一筆者）原告の主張する終局的なる損害の間の、消え入りそうなくらい僅かな因果関係(a far more attenuated line of causation)の存在を認めるよう問われている。……鉄道会社は一般的な運賃値上げが環境を損うような効果を生ずることは証明し得ないと反論する。……もちろん、原告は行政行為によって損害を受けたか、または実際に受けるだろうことを認識し得る程度に主張しなければならないのであって、想像上の損害を主張するだけでは充分でない。……我々は疑いなく原告が州際通商委員会の行為によって事実上の損害を受けた人の範疇に入っており……司法審査を受ける資格を有すると判断する。原告適格を否認せよとする被告の申立を棄却した原審の判断は妥当である⁶⁸⁾。」

因果関係の存在についていえば、現在までの環境訴訟の分野の事件では、殆んどの場合その存在が比較的明瞭であったせいも、とりたてて論ぜられた問題ではなかったように思える。しかし、原告主張の因果関係が裁判所によって、憶測の域をでないとして否定され、訴が却下された場合もあり⁶⁹⁾、看過し得ない問題であろう。本件では運賃値上げと環境上の損害の因果関係は判旨の如く積極的に解された⁷⁰⁾が、ホワイト判事(J.White)は、この点に関し、少数意見で次のように述べている。「多数意見は原告の主張による損害が、消え入りそうなくらい僅かな因果関係にもとずいていることを認識しつつ、（その因果関係を認めたが——筆者）……、私の判断によれば、そのような損害は実際、remoteでありspeculativeでありinsubstantialなものであり、原

68) 93 S.Ct.at 2416-2417

69) Cohen v.Price Commn,337 F.Supp.1236(S.D.N.Y.1972)本件では地下鉄(Subway)バス(busline)料金の値上げが自動車(automobile)の利用を増やし大気汚染を生ずるとする因果関係は否定された。

70) 93 S.Ct.at 2416-2417.

アメリカ合衆国における行政事件訴訟の原告適格

告適格はとうてい是認できるものではない⁷¹⁾。」と。

本件多数意見の見解は、環境訴訟の分野において原告適格に関するテストを、その意味を失わせしめるほどまで自由化しているといえないだろうか。したがって、このように考える限り、民衆訴訟との区別をどこに置くかが問題となろう。

四、その他の最高裁判所判決

(1) Roe v. Wade⁷²⁾

アメリカにおいては、行政行為(administrative action)の司法審査を求める場合の原告適格の法理と、法律あるいは政府の行為の有効性(validity of a law or other governmental action)を争う場合の原告適格の法理は区別されることなく取扱われているとされている⁷³⁾。したがって、行政行為以外の法律や政府の行為の司法審査に関する原告適格について検討すること——特に、原告適格に関して画期的意味を持つとされているData Processing判決がどのように用いられるか検討すること——は興味あることと思われる。そこで、まずこの点に関する最近の判決である、テキサス中絶法⁷⁴⁾(Texas criminal abortion laws)の合憲性に関するRoe事件を取り上げ、ごく簡単な検討を加えることにしよう。

本件における原告は、妊娠中の未婚の女性(Roe)、子供のない夫婦(Does)——この婦人は妊娠していない、また将来も母体の保護その他を理由として妊娠することを差し控えようとしている——であるが、訴訟参加人として現在テキサス中絶法違反を問われ、Criminal District Court of Dallas Countyで刑事訴追を受けている医師(Hallford)が加わった⁷⁵⁾。原告Roeの主

71) Ibid., at 2435.

72) 93 S.Ct.705;410 U.S.113 被告のWadeとはDallas Countyの地方検事(district attorney)である。

73) Robert Aller Standing, Justiciability, and All That: A Behavioral Analysis, 25 Vanderbilt Law Review 479, 488-9 (1972).

74) Tex. Penal Code Ann. arts. 119-94, 1196 (1961). 参照は314 F.Supp.1217, 1219 (1970) 参照。

75) 93 S.Ct. at 707.

張は、テキサス中絶法は違憲であり連邦憲法修正第一条、四条、五条、九条、十四条の各条項によって保護されるプライバシーの権利を奪うものであるとするものである⁷⁶⁾。テキサス中絶法は母体保護の目的のために医師の勧告をもって行われる中絶以外は、すべての中絶を禁止するものであり、中絶に関しては保守的な立場をとる代表的なものであった⁷⁷⁾。

三人制裁判所は、Roe, Hallfordの原告適格を認め、子供を生むか否かに関する婦人の権利は、修正第14条によって州に適用されることとなる修正九条の保護する個人の基本的権利であるとし、テキサス中絶法は違憲であり、原告の連邦憲法修正九条の権利を奪うものであるとした⁷⁸⁾。しかし、宣言判決が下されたが差止命令は否定された。そこで原告によって上告がなされた。

連邦最高裁判所は、プライバシーの権利は修正14条の Due Process Clauseによって保護され、子供を生むか生まないかを決する婦人の権利はプライバシーの権利に含まれるとし、テキサス中絶法を違憲であるとした⁷⁹⁾。しかし、原告適格が認められたのはRoeのみであった。Hallfordは原審におい

77) 314 F.Supp.1217 (N.D.Tex.1970).

77) テキサス中絶法と反対に中絶に関してより現代的な態度を採る代表的なものは、ジョージア中絶法(Ga.Code Ann. § § 26-1201, 26-1202, 26-1203.(1972))であるが、最高裁判所でRoe事件と伴に同判事件として処理され違憲とされた。Doe v. Bolton, 93 S.Ct.739, 410 u.s.179 (1973).

78) 314 F.Supp.at 1225.

79) この点について、最高裁判所は「プライバシーの権利は……中絶に関する決定を含む。しかし、その権利は決して絶対的なものではなく、ある制限に服するのである。ある場合には……州の利益が(プライバシーの権利 — 筆者)に優越してくるのである。(93 S.Ct.at 728)」と述べ、中絶に関する婦人の権利をプライバシーの権利として位置づけ、憲法の保護するものとしつつ、その権利が絶対的であり、いかなる場合でも州の干渉を許さないとする見解を排した。しかし、州がその権利を規制し得る場合は「やみ難い州の利益(Compelling state interest)」がある場合のみであり、その州の利益とは「母体の保護」および「胎児の保護」における重要かつ正当な利益であるとされた。妊婦のプライバシーの権利と、それと対峙する州の利益の調和をはかるため、妊娠期間を三つに分け、それぞれについて州の規則を定めた。この点について簡単に述べれば以下の通りである。(1)妊娠後最初の三ヶ月間は、中絶についての州の規制は及ばない。(2)三ヶ月以後になると「母体保護」のために、州は中絶の手続的側面を規制し得る。(3)

アメリカ合衆国における行政事件訴訟の原告適格

て認められた原告適格を否定され、またDoesは原審におけると同様、再び原告適格を否定された。多数意見を述べたブラックマン判事(J.Blackmun)の原告適格についての見解は以下の如くである。

「我々はジャスティシアビリティー、原告適格、アブステンション(abstention)の問題に取り組むこととしよう。RoeとDoesは『裁判の結果に個人的利害関係』を持つだろうか(Barker v.Carr,369 U.S.186(1962)),また『提起された問題は争点が対立関係にある状態で、そしてまた司法的解決が可能であると歴史的に認識されるような形態で提起されている』だろうか(Flast v. Cohen,392U.S.83(1968),Sierra Club v.Morton,405 U.S.727(1972))。また州裁判所におけるHallford医師に対する中絶法違反の訴追は、訴訟参加人(Plaintiff-intervenor)としての医師に対して、連邦裁判所が救済を与えることの妥当性に関して如何なる効果を有するだろうか。……(Roeに関していえば——筆者)『訴追提起者の資格と判断を求められている要求との間の論理的関係』(Flact v.Cohen 392 U.S.,at 102)および、争訟に必要なとされるような論争の程度(Golden v.Zwickler,394U.S.103(1969))は両方とも存在する。(したがって、Roeは原告適格を有する——筆者)。……Hallfordは州の中絶法違反で逮捕されたと述べているが、州の訴追に際して被告として主張され得ないような連邦上保護されるいかなる権利に関しても、実質的なそしてまた切迫した脅威があるとは述べていない。……それ故、Hallfordの申請は却下されるべきである。Hallfordは訴追を受けている州の刑事手続で自己

しかし、胎児の生存能力(viability)が認められて以後は、「母体保護の」ために中絶が必要と認められる場合以外は、州は必要と判断すれば中絶を規制し、また禁止することすらできる(at 726-733)。なお本件に関しては本案の問題について数多くの論文がある。たとえば、H.CAM ZACHRY,The Abortion Decisions;Roe v.Wade,Doe v.Bolton,12 Journal of Family Law 459(1972-73);John Hart Ely,The Wages of Crying Wolf:A Comment on Roe v.Wade,82 Yale L.J.920(1937);Richard Wasserman,Implications of the Abortion Decisions:Post Roe and Doe Litigation and Legislation,74 Colum L.Rev 237(1974);A.J. Alexis Gelinas,Roe v.Wade and Doe v.Bolton:The Compelling State Interest Test in Substantive Due Process,30 Washington and Lee Law Review 628(1973)など、その数は多い。

の防禦をすべきである。……Doesの主張は、将来のいつの日にか、避妊に失敗し、妊娠した時、テキサス中絶法の下で違法な妊娠中絶をするようになるかも知れないというものである。Doesの立場についての以上のことは、思弁的(speculative)なものである。Doesの主張する損害は将来もしかしたら避妊に失敗するかもしれない……等ということに依っている。我々は、そのような単なる間接的損害の主張は現実の事件または争訟(actual case or controversy)を提示するほど十分なものであるとは思えない⁸⁰⁾。」

以上の判決によれば、原告適格に関して画期的意味を有するとされている、Data Processing判決が、本件の原告適格の決定に際しては殆んどとっていいくらい、触れられていないことがわかる⁸¹⁾。したがって、本件の如き制定法の合憲性を争う場合の原告適格のテストとしては、Flast判決において確立せられた連邦納税者の原告適格のテスト⁸²⁾とSierra Club事件のテストが用いられ、Data Processingのテストは用いられないといえよう。

(2) S v.D⁸³⁾

本件も前述したRoe事件と同様、行政行為の司法審査を求める場合の原告適格に関するものではない。事件の概要を述べれば以下の如くである。

非嫡出子の母である原告Sは、合衆国連邦地方裁判所にテキサス刑法典第602条(Art 602 of the Texas Penal Code)の差別的適用の差止めを求めて出訴した⁸⁴⁾。テキサス刑法典第602条は、18才以下の子供を故意に遺棄し、

80) 93 S.Ct.at 712-714.

81) 本件における裁判所がData Processing事件に触れた箇所は、筆者の検討によれば最高裁判決文中の一箇所のみである。すなわち、最高裁はDoesの原告適格に関し「Doesの要求は、Doesが我々に対して主張した事件、すなわちInvestment Co.Institute v.Camp,401 U.S.671 (1971);Association of Data Peocessing Service Organizations,Inc.vCamp,397 U.S.150 (1970)……において解決されるようなものではない(93 S.Ct. at 714)」と述べている点である。なお、地裁判決文中にはData Processing事件に触れた箇所は見い出せなかった。

82) 392 U.S.at 101~4. 熊本論文(前掲註18) 北海学園大学法学研究第五巻第二号350頁以下、拙稿(前掲註18) 自治研究第48巻第12号135頁以下。

83) 410 U.S. 614,93 S.Ct.1146 (1973).

84) 原告の主張は、テキサス州第602条を嫡出子と非嫡出子の間に合理的理由なく差

アメリカ合衆国における行政事件訴訟の原告適格

または養育し扶養することを怠り、拒否したすべての親は軽罪(Misdemeanor)に該当するとして、二年以下の禁固刑に処せられると規定していた。この規定からすれば、テキサス刑法典第 602 条は嫡出子と非嫡出子の区別がない。しかし、テキサスの裁判所は一貫して、本規定をもって嫡出子の親のみに適用されるものと解しており、非嫡出子の親には養育・扶養の義務がないとしていた。原告は彼女の子供の父である D が子供に対する扶養を拒絶していたので、地方検事(district attorney)に対し、テキサス刑法典第 602 条を D に対しても適用するように申し出た。しかし、地方検事は本規定の効力は非嫡出子の父にはおよばないと解し、母の申し出を拒否した。そこで原告は地方検事が子供の父を訴追しないことの差止めを求めて連邦地裁に出訴した。⁸⁵⁾連邦地裁では三人制裁判所が関廷され原告適格が否定され、訴は却下された。⁸⁶⁾

事件は直接上告され、最高裁判所は原審と同様原告適格を否定したが、その見解は以下の如くである。

〔(原告適格の存否を決するにあたり——筆者) まず最初に直面する問題は、原告が裁判の結果に個人的利害関係(personal stake)を有することを主張しているか否かである。Bakerr v.Carr 369U.S.186 (1962)……本法廷における最近の判決は……個人的利害関係の類型を著しく拡大してきた。この点については、Tennessee Electric Power Co.v.TVA 306U.S.118 (1939), Alabama Power Co v.Ickes, 302U.S.464(1938)と Barlow v.Collins, 397U.S.159(1970), Association of Data Processing Service Organizations v.Camp 397U.S.150(1970)とを比較すること。しかし、原

別的に適用することは、合衆国憲法第14条の法の下での平等に反するとするものである。なお、本件は原告 S 自身、彼女(原告)の子供、また彼女およびその子供と同じような境遇にある人のために出訴したクラス・アクションである。

85) 335 F.Supp.804(N.D.Tex.1971)

86) 連邦地裁ではテキサス家族法(Art 4.02 of the Texas Family Code)に関しても争われたが、同法の判断に関しては三人制裁判所の関廷は適当でないといわれ、単独の判事による審理にもこととされ差戻された。なお、ヒューズ判事(J.Hughes)はその意見において、Data Processing のテストを適用し、原告適格を認めた(at 807-812)。

告適格のために主張される損害の範疇の拡大化という現象は、原告が自身で損害を蒙らねばならないとする要求を放棄するものではないことも我々は主張してきた。この点についてはSierra Club事件を参照。また原告適格の法理が最近10年間で大きく変わったとはいうものの、……連邦司法権の行使に際しては、原告は違法行為の結果としての、ある切迫した事実上の損害があることを主張しなければならぬということもまた我々の固執してきたところでもあった。……以上の原則を本件に適用すると、我々は刑法典の解釈を争うという特殊な事案において、原告は原告の受ける損害と、原告が司法的介入を正当化するために攻撃している政府の行為(government action)の間の充分の関係を主張していないと思える。たしかに原告は彼女の子供の父が養育費を支払わないことによって損害を受けている。しかし、このような損害が存在することは、原告適格の要件の最初の半分を充たしているにすぎない。原告は、自分が制定法施行の結果としてのある直接的損害を蒙ったか、またはまさに蒙らんとしていることを証明し得なければならないのである。なおmassachusetts v.Mellon 262U.S.447, 488 (1923) 参照。……すなわち、我々がFlast 判決で明らかにしたように、原告は、訴訟提起者の資格と判断を求められている要求との間の論理的関係を証明しなければならない。……しかし、本件における原告は、養育費の支払いを確保し得ないことが、テキサス刑法典第 602 条を原告の子供の父に適用しないことの結果であるという証明はしていない。……すなわち、原告の要求する救済（原告の子供の父に対して同刑法典が適用されること——筆者）が認められたとしても、それは子供の父の投獄という結果を生ずるのみである。子供の父に対する訴追がなされることにより、将来において養育費の支払いを確保できるかもしれないという期待を抱くことは、せいぜい、思弁的(speculative)なものなのである。かつて、本法廷が原告適格の必須の要件として示した、主張される損害と判断を求められている要求の間の直接的関係は、本件においては認められない⁸⁷⁾。」

87) 410 U.S.at 616-618.なお、この他に原告適格を否定した理由として、裁判所は、自分自身が訴追されるか、または訴追のおそれがないならば、訴追当局の方針

アメリカ合衆国における行政事件訴訟の原告適格

以上の如く原告適格は否定されたが、本判決によれば、そのテストとして、前述したRoe事件と同様Data Processing判決は使用されていない。本件において裁判所が原告適格のテストとして依拠した先例はFlast判決ではなかろうか⁸⁸⁾。本判決中の原告適格に関する部分においてData Processing判決に言及した点が見られるが、それは原告適格を判断する場合の直接のテストとして言及しているのではなく、最近の原告適格の拡大化の傾向を裁判所が一般論として述べるために言及したものと解される。そして、このように、Data Processing判決に言及した——Data Processing判決以外の行政行為の司法審査に関する判例も引用されているが——理由は、原告によって要求された救済の一部が行政行為の司法審査という局面、すなわち原告の要求が、地方検事が子供を養育しない非嫡出子の父を訴追しないのは不当であるという判断、を含んでいたからである、とされている⁸⁹⁾。

五、むすび

1970年3月連邦最高裁判所が原告適格の自由化に関し画期的意味を有するとされているData Processing判決を下して以来、約四年を経た。その約四年の間に、Data Processing判決がどのように適用されてきたかを中心とし、最近アメリカにおける原告適格の動向を検討するために、本稿では、競争業者・環境保護主義者・行政行為以外の法律や政府の行為の有効性を争う者の原告適格に関する六つの連邦最高裁判所の判例⁹⁰⁾に言及し、それらに関し、若干の検討を加えたが、むすびにあたり、それらをまとめると以下の通りとなる。

Data Processingのテストに関して、最初にいえることは、連邦最高裁判所によるRoe事件およびS事件に関する二つの判決を検討する限りでは、そ

(Policy)を争う原告適格を有するものではないことを述べている。

88) なお、Baker v.Carr,369 U.S.186(1962).も重要な意義を有すると思われる。

89) Rudolph C.Hasl,Standing Revised—The Aftermath of Data Processing, 18 Saint Louis University Law Journal 12,21 (1973).

90) 判例の検索は、主として op.cit.12 Saint Louis University Law Journal 12;86 Harvard Law Review 645に依った。

の適用は行政行為の司法審査を求める場合の原告適格のテストに限定されているようである⁹¹⁾。

そこでData Processingのテストが行政行為の司法審査に関して、どのように適用されているかといえば、競争業者の原告適格に関する二つの判決であるArnold Tours事件およびInvestment Company Institute事——どちらの事件も銀行と競争関係にある業者の原告適格に関するものであるが——についての連邦最高裁判所の見解によれば、二つの部分から成るData Processingのテストは、実質的には前半分のinjury in fact testのみがテストとしての意義を有している、と考えられる⁹²⁾。したがって、銀行と競争関係にある原告適格に関していえば、1939年のTennessee Elec, Power Co.判決⁹³⁾以来、長年行政事件訴訟の原告適格のテストを支配してきた、法的権利の侵害がなければ原告適格は認められないというLegal right testは完全に拒否された。これはデイヴィス教授の「事実上の損害(injury in fact)」があれば、原告適格が認められるべきである、とする見解と同じといえる⁹⁴⁾。

次に、環境保護主義者の団体の原告適格についていえば、次の如くいえよう。Sierra Club判決およびSCRAP判決において、連邦最高裁判所は原告適格のテストとしてData Processingのテストを先例としたが、しかし、同テストの後半分のzone of interest testを殆んど考慮せず、形式的に脚註において触れるのみで環境保護主義者の原告適格のテストとしてzone of interest testは不必要であるとの立場を採っているようにみえる。また、injury in fact testについていえば、原告は自分自身が損害を蒙っていることを主張しなければならないとし、ジャツフィ教授のいう「公的訴訟(public action)」は消極的に解され、デイヴィス教授の「公的訴訟(public action)」

91) なお、Moose Lodge No.107 v.Irvis,407 U.S.163 (1972)、Trafficante v.Metropolitan Life Ins.Co.,93 S. Ct.364 (1972)も行政行為以外の原告適格に関する判断を含んでいる判例であるが、それらにおいてもData Processingのテストは用いられていないようである。

92) 藤田論文(前掲註18) 訟務月報第19巻五号107頁以下参照。

93) 306 U.S.118(1939) 拙稿(前掲註18) 自治研究第48巻第九号144頁。

94) Davis,Administrative Law Treatise Supplement(1972)at 783-787.

アメリカ合衆国における行政事件訴訟の原告適格

に対する批判⁹⁵⁾は最高裁判所によって肯定されたといえる。そしてまた、多くの人々が同じような損害を蒙っていることをもって、それらの人々に対し原告適格を否定するという見解を採らなかった。このことは伝統的な原告適格の要件である。損害が個人的(personal)でなければならぬ⁹⁶⁾とする原則を否定することを意味するといえる。

連邦最高裁の環境保護主義者の団体の原告適格は以上の如くであるが、ここで注意しなければならないのは次のことであろう。SCRAP判決がSierra Club判決と異なり、損害の発生に関する地域的な限定を取り払い、全国各地の人々がSCRAPと同じような損害を主張し得るとし、また行政行為と損害発生の因果関係は消え入りそうなくらい僅かなものでもよい、とした点である。したがって、このような場合全国各地のすべての人々が出訴可能となり、一般の行政訴訟と民衆訴訟の区別をどこに置くかが今後の大きな問題となろう。ホワイト判事が少数意見を述べ原告適格を否定し理由は、本件の如き原告に対し出訴を認めることは民衆訴訟を認めるに等しい効果を有すると判断した故であろう。ブラックマン判事(J.Blackmun)は同意意見において、私的総務総裁(private attorney general)の概念に基づいて「私は原告が個人的資格で、自分が事実上の損害を受けたと主張することを要求しないのである。どちらかといえば、私は環境上の利益に関する責任ある真摯な代表者(responsible and sincere representative)としての原告が、環境に対し事実上の損害を加えられ、それが回復できないものであり実質的であることを示すことを要求する」と述べている⁹⁷⁾。環境訴訟の分野においては、伝統的な原告適格のテストの上で原告適格を判定することが困難であることに着目するならば、この見解は看過し得ない意義を有すると思われる。しかし、その場合必然的に生じている問題、すなわち、環境上の利益の責任ある真摯な代表者と利益は有しているけれどもそうではない他の人々の区別の基準

95) Davis, "Judicial Control of Administrative Action": A Review 66 Colum L.Rev 636,659-660,op.cit.at 746-753

96) 拙稿(前掲註18)自治研究第48巻第九号143頁。

97) 93 S.Ct at 2422.

はなにかという問題に直面せざるを得ないであろう。

本稿においては、僅か六つの連邦最高裁判所の判例に関し若干の検討を加えただけであり、そのことから原告適格に関するData Processing事件以後の最近の傾向についての一般論を述べることは、確かに危険なことではあるが、あえてその危険を犯せば、アメリカにおける原告適格の基準の拡大、緩和化の傾向はData Processing事件後でも認められる現象であるといえる。しかし、この傾向は必ずしも原告適格のテストの明確化ということと軌を一にしないように思える。特に、環境訴訟の分野においては、SCRAP判決のスチューアート判事とホワイト判事の見解にみられる如く、原告適格のテストは、なるほど自由化されたといえるかもしれないが、ある意味では少しも明確化されていないようである。原告適格は、かつて「連邦司法権の中でも特に複雑なもの (complicated specialty of federal jurisdiction)⁹⁸⁾」と表現されたことがあったが この点は現在も少しも変わっていないように思える。

(1974年10月)

98) United States ex rel.Chapman v.FPC.345 U.S.153, 156 (1953).